「福島市渡利における放射能汚染調査」調査の背景と 避難問題について

1. 渡利の詳細調査に関する懸念

福島市渡利では、福島市の調査により $3.2 \mu \text{ Sv/h}$ を超える高い線量がポイントではなく面的な広がりを持って存在することが明らかだったのにもかかわらず、説明会も開催されないまま、何か月も放置されてきました。

8月下旬、渡利の一部の地域において、原子力災害現地対策本部および福島県による詳細調査が実施されました。その結果、地上から高さ 50cm の地点で、毎時 5.4 マイクロシーベルト/時が 1 箇所計測されたことが報じられています。

住民の方々によれば、詳細調査が実施されたのはごく一部の地域にすぎないこと、大規模な 除染の直後の線量が一時的に落ちた時期のデータとなる恐れがあること、などが懸念されま した。

このままでは、特定避難勧奨地点が、限定的な詳細調査に基づいて指定され、指定からもれた地域の住民が、避難にあたっての賠償を受け取れない等の弊害が生じるおそれがあります。

2. 大波地区の「指定もれ」

9月3日に開催された大波地区の説明会で、国や市は「3.1マイクロシーベルト/時を超える地点はない」として、大波地区を特定避難勧奨地点に指定しないと説明。福島市は、冒頭、「避難は経済が縮小する。住民の協力を得て除染を頑張りたい」と発言しました。

これに対して、住民は下記のように反発しました。

「畑は4マイクロシーベルト/時を越える、畑で長い時間を過ごす人が多い。<u>なぜ生活の場である畑を測らないのか</u>?」

「線量が下がってから測っている。指定されないのは納得できない」

「年1ミリをもとに避難基準を設定すべきではないか」

「子どもたちは既に内部被ばくをしている。すぐに避難させて欲しい」

「すべての子どもたちの避難に補償を出して欲しい」

「山や畑の除染は不可能ではないか?」

「除染でさらに被ばくさせられるのは納得できない」

「事故直後、高い線量を示した時に、せめてそれを知らせてもらえれば、余計な被ばくを避けることができた」

今回の国および市の対応に関しては、下記のような問題点があります。

- ・ 大波の線量は当初から高い水準を示していたが、事故後6カ月も説明会が開催されなかった。
- ・ 国および福島市は、特別避難勧奨地点の水準を 3.1μ Sv/時にしているが、<u>これは「放射線管理区域」の水準(0.6 マイクロシーベルト/時)の5倍以上</u>でそもそも高すぎる放射線管理区域は、子どもを含む一般人の立ち入りは禁じられ、厳格な放射線管理が行われ、事前に訓練を受けた者だけが立ち入ることのできる区域である。市が示した詳細調査結果では、のきなみこの放射線管理区域の水準を上回っている。
- ・ 文部科学省が実施した自動車の走行サーベイにおいては、3.1 マイクロシーベルト/時 以上の線量を示している地域がある。
- ・ 住民によれば、生活の場である農地が高い線量を示しているのに、計測されず、考慮に も入れられていない。
- ・ 報道等によれば、子どもや妊婦への配慮のため、伊達市では、 2.7μ Sv/時、南相馬市では 2.0μ Sv/時(50 cm 高)という基準が決められているが、福島市では決められていない。
- ・福島市は、「除染をがんばる」としているが、山林に囲まれた大波において除 染の効果は限定的である。現に、福島市による計測では、除染した直後においても測定高 50cm では平均 11.8%、 測定高1mでは平均 6.7%しか線量は低下せず、場所によってはまったく低下していない場所もある。
- 除染に地域住民の協力を求めているが、 特定避難勧奨地点にも指定されず、さ らなる被ばくをさせられることとなる。

福島市:子ども・妊婦の基準を設けず、 高い被ばくを許容

	伊達市	南相馬市	福島市大波
勧奨地点 指定基準	3.2µ Sv/h 以上	3.0µ Sv/h 以上	3.1µ Sv/h 以上
子ども・ 妊婦基準	2.7µ Sv/h 以上 で勧奨地点 指定	2.0µ Sv/h (50cm) 以上で勧奨 地点指定	2.0µ Sv/h 以上 で <u>除染</u>

阪上武(フクロウの会)まとめ

3µSv/時(放射線管理区域の5倍)の被ばくを許容

3. 国の避難区域設定の問題点

①20 ミリシーベルトは高すぎる

- ・ 法令による公衆の年間の線量限度は1ミリシーベルトである(原子炉等規制法)
- ・ <u>放射線管理区域は年 5.2 ミリシーベルト</u>: 放射性管理区域では、労働法規により、18 才 未満の労働は禁じられている。放射能マークを掲示し、子どもを含む一般人の立ち入り は禁じられ、厳格な放射線管理が行われ、事前に訓練を受けた者だけが立ち入ることの できる区域である(電離放射線障害防止規則など)
- チェルノブイリ原発の周辺国は、チェルノブイリ原発事故による避難基準について次ページ図のように定めている。

- ・原子力発電所等の労働者がガンや白血病で亡くなった場合の労災認定基準は、年5 ミリシーベルトからと定められている。過去35年で10人が累積被ばく線量などに基づき労災が認定されており、累積被ばく線量5.2ミリシーベルトで認定された事例もある。
- ・ <u>ドイツの原発労働者の被ばく限度は年5</u> ミリシーベルト

チェルノブイリの避難区域の設定

	土壌汚染 セシウ 137(kBg/m²)	なばく量
特別規制ゾーン	1480以上 日	本の場合、計画的避難区域(20ミリ
移住の義務ブーン	555以上	ーベルト以上) 5ミリシーベルト以上
移住の権利地域	185~555	1ミリシーベルト以上
徹底的 なモニタリ ングゾーン	日本の場合、特別 37~185	を選難勧奨地点(2戻リシーベルト以上) 0.5~1ミリシーベルト

出典: Vladimir P. MATSKO and Tetsuji IMANAKA(1997): Legislation and Research Activity in Belarus about the Radiological Consequences of the Chernobyl Accident: Historical Review and Present Situationおよび2011年8月20日、イリーナ・ラブンスカ/グリーンピース・エクセター研究所主任研究員議済より作成

②妊婦、乳幼児、子どもは、一般の成人にはるかに高い感受性を有しているのに、「20 ミリシーベルト」基準が同様に適用されている

③特定避難勧奨地点の世帯ごと指定はコミュニティを分断する 伊達市などでは隣り合う世帯が指定されたり指定されなかったりしており、コミュニティ に混乱と分断が生じています。

私たちは、現在の計画的避難区域等に加えて、避難を選択した住民に対して、賠償の支払い を認める「選択的避難区域」の設定を求めています。

以上